

新司法試験における国際関係法（公法系）について

平成２２年７月１４日司法試験委員会決定

新司法試験における国際関係法（公法系）については、「平成１８年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について（答申）」（平成１６年８月２日司法試験委員会）において、「なお、ここでのいう国際関係法（公法系）は、国際法（国際公法）、国際人権法及び国際経済法を（中略）対象とするものである。」とされていたところであるが、平成２３年新司法試験からは、国際法（国際公法）を対象とするものとする。